



広報 越後

1983
10/1
No. 223

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



9月15日町民体育館において町敬老会が
開催1,000余名参加



町の人口		
住民基本台帳人口 (8月末日現在)		
		前月比
世帯数	3,338戸	- 2
人口	14,529人	+ 6
内訳		
男	7,091人	- 3
女	7,438人	+ 9



10月 広報カレンダー

※ 児童手当の支払日は十月十一日(火)に行われます。口座へ振込みますので確認ください。

1 土	全国労働衛生週間 共同募金	16 日	
2 日		17 月	
3 月		18 火	
4 火		19 水	1才6ヶ月健診 (1:30~2:30福祉センター)
5 水	生ワク投与 (2:00~3:00浦区事務所)	20 木	1才6ヶ月健診 (1:30~2:30福祉センター)
6 木	生ワク投与 (2:00~3:00福祉センター)	21 金	1才6ヶ月健診 (1:30~2:30浦区事務所)
7 金	生ワク投与 (2:00~3:00 塚野山集落センター) 生ワク投与 (2:00~3:00岩塚農協)	22 土	
8 土		23 日	
9 日		24 月	
10 月	体育の日	25 火	
11 火		26 水	
12 水	三種混合 (2:00~3:00 塚野山集落センター) 三種混合 (2:00~3:00岩塚農協)	27 木	読書週間
13 木	三種混合 (2:00~3:00福祉センター) 三種混合 (2:00~3:00浦区事務所)	28 金	
14 金	1才6ヶ月健診 (1:30~2:30 塚野山集落センター)	29 土	
15 土		30 日	
		31 月	

古代の生活 をさぐるろう

(縄文土器づくり)
親子で、古代の生活の追体験をしてみませんか。
○期日 10月23日(日)・10月30日(日)・11月13日(日)
○対象 親子ならどなたでも可
○申込み方法 10月15日(日)までに町教委へ(2-4655)
○詳しくは、後日配布予定のチラシをご覧ください。

町内史跡めぐり

○期日 11月6日(日)・11月20日(日)
○対象 町内に住む親子ならどなたでも可
○申込み方法 10月22日(日)までに町教育委員会へ(2-4655)
○詳しくは、後日配布予定のチラシをご覧ください。

◎生ワク投与対象者

昭和五十七年七月から昭和五十八年六月までに生まれた者。

◎三種混合対象者

昭和五十五年九月から昭和五十六年八月までに生まれた者。なお、第一期は十一月中旬に接種予定です。

◎一才六ヶ月健診対象者

昭和五十六年十月一日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者で次の日程で行ないます。
・十四日 塚山地区
・十九日 来迎寺鉄道北地区と岩塚地区
・二十日 来迎寺鉄道南地区と中野島地区
・二十一日 浦・神谷・石津地区

議会構成決まる

議長 佐藤六三郎氏
副議長 白井 忍氏



議長 佐藤六三郎



副議長 白井 忍

町議会議員改選後、初の第三回定例町議会が九月六日に招集され、会期を九月十六日までの十一日間とし、正副議長の選挙をはじめ、常任委員会等の構成メンバーが決まりました。

開会は、初議会であるため、議長が選任されるまでの間、地方自治法に基づき、議会議務局長から出席議員のうち最年長の堀 信次議員が臨時議長に紹介され、職務に当たられました。

まず、議長選挙が行われ、投票の結果、佐藤六三郎議員が議長に当選されました。

堀 信次臨時議長は佐藤六三郎新議長と議長席を交替し、副議長の選挙が行われ、投票の結果、白井 忍議員が当選されました。

ついで、議長から議席の指定があり、次のような各委員会構成メンバーが指名され、選任されました。その後、各常任委員会における正副委員長の互選が行われました。常任委員会等の構成メンバーは次のとおりです。

委員会等の構成メンバー

○は委員長 ○印は副委員長

総務文教委員会

- 大矢 栄一 ○宮沢 実
- 平石 英一 深井 英一
- 内山 孝司 佐藤 博士
- 佐藤六三郎 白井 忍

経済社会委員会

- 大谷 勇 ○野上 公平
- 西脇栄治郎 堀 信次
- 佐藤 照雄 内藤 五郎
- 佐藤 肇

建設企業委員会

- 高橋 文英 ○白井 孝
- 今井 恒樹 山崎 敬一
- 藤沢 茂俊 山本清一郎
- 重野 正弘

水道企業団議会議

- 西脇栄治郎 大矢 栄一
- 平石 英一 高橋 文英
- 内山 孝司 佐藤六三郎

衛生処理組合議員

- 佐藤六三郎 白井 忍

監査委員

- 今井 恒樹

国保運協委員

- 大谷 勇 白井 孝
- 内藤 五郎 佐藤 博士

議会運営委員会

一般会計補正

一般会計の今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ九千九百万円の増額が議決され、総額二十九億七千三百二十万円の増額となりました。おもなものは次のとおりです。

○民生費では百二十万円の増額して二億八千五百六十六万二千円となり、このおもなものは老人福祉費・児童措置費の増額です。

○農林水産費では、五百九十七万八千円増額して四億六千三百九万五千円となりました。このおもなものは、農村基盤総合整備事業費・林業振興費、林道整備費であります。

○商工費では六百一十八万八千円増額して八千五百九十九万九千円となりました。このおもなものは、商工業振興費であります。

○土木費では六千四百三十一万増額して七億一千三百九十七万七千円となりました。このおもなものは、道路維持費、道路新設改良費であります。

○消防費では、三百一十二万八千円増額して六千三百七十七万五千円となりました。このおもなものは、消防施設費であります。

○教育費では、百八十四万九千円増額して四億四千三百一十二万七千円となりました。このおもなものは、農業施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費等であります。

○水道事業会計
資本的予算では、百二十万円の増額して一千二百二十二万二千円となりました。そのおもなものは配水施設費であります。

○老人保健会計
老人保健会計では七十七万七千円増額して四億六千九百八十八万二千円となりました。そのおもなものは総務費と諸支出金であります。

このほか次の議件が付議され原案通りの可決、承認されました。

○新潟県消防団員等公債組合格規約の変更について(専決)

○越路町税条例の一部を改正する条例について(専決)

次頁へつづく

昭和五十七年度 企業会計決算のお知らせ

去る九月定例議会において「昭和五十七年度越路町企業会計決算」が認定されましたのでその概要をお知らせいたします。

なお、一般会計決算状況については十二月定例議会に上程されますのでその後お知らせいたします。

五十七年度ガスの事業の経営状況は冷夏暖冬の傾向と厳しい経済情勢を受けて、販売伸率が一・一%という近年にない実績に終わりましたが、原ガス価格の値上げに伴うガス料金の改定と、経常費用の抑制に努め健全財政を維持することが出来ました。

施設整備の面で老朽化したガス導管や低圧地区の入替と、改良に五千九百三十三万円の設備投資を行いました。

当町の越路原で先年来より探鉱開発を進めていた帝国石油(株)と石油資源開発(株)では、きわめて

水道事業損益計算書

57年度純利益	5,486千円
収益	108,267千円
営業収益	99,802
営業外収益	8,465
費用	102,781
営業費用	69,790
営業外費用	32,991

有望な深層ガスの開発に成功し今後、町の都市ガスの安定供給が一段と強まり期待されます。

ガス事業損益計算書

57年度純利益	13,976千円
収益	282,674千円
製品売上益	245,721
営業外収益	28,322
費用	268,698
売上原価	142,719
販売及び一般管理費	81,594
その他営業費用	27,280
営業外費用	17,105

五十七年度の水道の業務実績は景気の不況と冷夏の影響を受け、新規需要家の増加が七件にとどまり給水量は四十八万四千立方メートルを五・七%も下廻る不調でありました。

財政面では財政再建計画に基づき需要家の皆さんから協力を頂いた料金改定と、町の高料金対策繰り出しや経常費の節減の結果、実質収支の均衡を達成することが出来ました。そして累積赤字を一千三十二万九千円に圧縮しました。

施設の整備では水源地と配水池の落雷防止のため避雷装置の取付けを行い強化しました。

下水道事業(資本的)

収入	135,811千円
企業債	84,900
国庫補助金	30,000
工事負担金	4,401
他会計補助金	16,510
支出	132,970
建設改良費	132,970

下水道事業は、地方公営企業法の規定の一部適用(財務規定等)を行い、会計を企業会計に移行して将来の経営の健全化と公衆衛生の向上、生活環境の改善を目標に努力してきました。

事業第一年度として、汚水幹線の高速度路横断及び県道米迎寺停車場・神谷線部分に管径七〇〇ミリのヒューム管を推進工事で二二メートル実施し、流域下水道管径一、六五〇ミリに接続しました。枝線については管径二五〇ミリを五三〇メートル、白山六丁目二〇ha内に布設、各個人の公共構までの設置を行ないました。

受益者負担金については、前納制度の理解もあつて一括五年前納者二名、一年前納者七名、合計二九名もあり予算計上額に比べ、七一一千円の増となりました。

助役に大矢仁三郎氏再任



去る、九月十七日任期満了に伴う越路町助役の選任について、このたびの第三回町定例議会の同意を得て、大矢仁三郎氏が再び助役に選任されました。

教育長に山本順平氏を任命 山本義男前教育長は勇退



の残任期間として六月三日付任命されていたもので再任であります。また、山本義男氏は三期十二年間教育長として永年町教育行政にご尽力いただき、このたび任期満了に伴い七月二十五日付け、勇退されたものです。

長い間のご労苦に対し心からお礼申し上げます。今後の御多幸をお祈りいたします。

第三回町定例議会において平沢亨氏、山本順平氏の教育委員の選任同意がなされ、山本氏は九月七日付、平沢氏は十月一日付で教育委員として町長から任命されました。

これに伴い町教育委員会では、越路町教育委員会規則に基づいて教育委員による互選の結果、山本順平氏を教育長とし、県教育委員会の承認を得て九月十三日付けで任命されました。

平沢委員は関 正義前教育委員



読書の秋

青少年 豊かな心を育てよう

「自己中心的でわがまま、そのうえ甘えた考えを持っている。」
最近の子供たちについて、こうした傾向を指摘する人が多いようです。そして、現代の子供たちに欠けているのが他人を思いやる心だといわれています。

子供たちが、日常の生活を通して「豊かな心」をはぐくみ、社会の一員として「他人を思いやる心」を身につけるためには、学校、家庭、社会が連携を取りつつ、それぞれの教育的役割を果たすことが大切です。そして、ふだんから美しいものを素直に美しいと感じ、弱いものに対するいたわりの気持ちを抱かせながら、他人を思いやる心を芽生えさせ、育てていくことが必要です。

家庭でのしつけ、地域社会での



活動を通して、次のような運動の輪を広げていきましょう。

常に相手の身になって考え、温かい援助の手を差し伸べる心を育てるために

★親切運動を進めよう
・お年寄りや体の不自由な人が困っていたら手を差し伸べよう。
・だれに対しても温かく接する。「ニコニコ運動」を進めよう。

★感動する心を育てよう
・優れた絵画、音楽、映画、演劇など芸術鑑賞の機会をつくろう。
・美しく感動的な風景の写生や写真撮影をしたり、日記をつけよう。
・キャンプ、登山などの野外生活を通して、自然の厳しさと恵みを実感させよう。

そのほか、物を大切にすることを育てることも大切です。物を粗末にしない心が、ひいては他人に対する思いやりにつながります。また、必要もないのに、子供が欲しいものを買って与えたりしないように気をつけたいものです。

10月は食生活改善普及運動月間

六つの基礎食品
で正しい食生活を送ろう

最近、健康への関心が高まり、体力づくりが、種のブームというほど盛んになっています。また、体力の基となるわたしたちの食生活は、ひところに比べて大きく改善されてきました。

しかしその一方で、四十〜五十歳の女性を例にとると、四人に一人が肥満の傾向にあり、同じく四人に一人に貧血の症状がみられます。これらは、栄養と質と量の面でのアンバランスな食生活が原因と考えられます。

例えば、多すぎる食事の量がエネルギーの取り過ぎを生み、余分な皮下脂肪として蓄えられて肥満になり、一方では、偏食による鉄分の不足が貧血の症状を招きます。今月は「食生活改善普及運動月間」です。成人病、肥満、貧血などを防ぐために、食卓に六つの基礎食品をそろえて、バランスのとれた栄養を心がけましょう。

〔毎日食べたい〕
六つの基礎食品
1 魚、肉、卵、大豆
良質なタンパク質の供給源です。
2 牛乳、乳製品、骨ごと食べられる魚
主にカルシウムの供給源です。
3 にんじん、ほうれん草、かぼち
などの緑黄色野菜
主にカロチン(ビタミンA)の供給源です。
4 だいこん、キャベツ、トマト、みかん、りんごなどの野菜や果物
主にビタミンCの供給源です。
5 米、パン、うどん、スパゲティ、じゃがいも
糖質などのエネルギー源です。
6 てんぷら油、サラダ油、バター、マーガリン、マヨネーズ
脂肪などのエネルギー源です。



全国防犯運動 新潟県民大会

警察と防犯協会では、犯罪のない明るく住みよい社会をつくるため、全国防犯運動が実施されます。新潟県民大会は次のとおり実施されますので多数お誘いのうえ参加して下さい。

◎日時
十月十一日 午後一時から午後四時まで

◎場所
長岡市厚生会館(長岡市大手通り二丁目)

◎内容
防犯功労者 標語入選者の表彰、大会宣言のあと、アトラクションが行なわれます。山田実(ピクチャー)、しばさき 愛(クラウン)の二名の歌手が参加し、また警察音楽隊の歌、演奏があり、地元長岡市農協婦人部の民謡大会も予定されており、アトラクション終了後長岡市内をパレードいたします。



◎十月十一日(火) 昭和五十八年度

行政相談週間

行政管理庁では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し一層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日(日)から十月二十一日(土)までの一週間、全国一斉に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公団等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方がいるかと思えます。行政相談とは、これらの苦情等の申出に応じ、問題解決を図るとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立つて中立・公平な立場から必要となつておられる苦情の解決、要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前には、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時〜午後三時

九時から十二時まで本条(高速道路の西)が停電します。

越路町総合福祉センター
○定例行政相談
十月二十一日
午前九時〜正午

越路町役場
○移動相談
十月二十一日
午後一時〜午後四時
岩野集落開発センター

県交通事故相談所の案内

県では、交通事故被害者救済対策の一環として、昭和四十二年十月一日に新潟県交通事故相談所を設置し、交通事故の被害者が抱えている損害賠償問題、更生問題等について相談に応じ、これを公平適切に解決するため、助言指導を行うとともに、必要に応じて関係機関へのあつせんを行うなど、交通事故被害者及びその家族の救済を行なうものです。

長岡相談所にも一人の専任相談員を常駐し適切なアドバイスを行いますのでお気軽に相談ください。相談は無料です。

長岡相談所にも一人の専任相談員を常駐し適切なアドバイスを行いますのでお気軽に相談ください。相談は無料です。

○相談日時
官公庁の休日を除く月曜日から土曜日・毎日午前九時から午後

第三十三回

新潟県勤労者美術展開催

県では勤労者が余暇を利用して創作した作品を展示することにより、創作意欲を高め、美術を通じて明るい職場づくりを図ることを目的として開催されます。応募資格は県内の事業所等(官公庁、学校を含む)に勤務する者で、応募部門については作品の製作及び教えることを職業としない人となります。希望者は所定の申し込み書に於いて十月二十五日から十一月八日までの間に住所又は勤務地を管轄する支庁、労政事務所に応募手数料一点につき一千元、一点五百円を添えて申し込んでください。

また、搬入は、十一月十五日午前九時から午後四時まで、搬出は、十一月二十日午後四時から四時五十分まで、及び二十一日午前十時から午後三時までそれぞれ応募者が、行なうことになっております。

詳しいことは、新潟県商工労働部労政課労働福祉係(〇二五二二二二五五一一)か、長岡労政事務所 長岡市四郎丸町 長岡総合庁舎(〇二五八二三四一三一一)にお問い合わせください。

電話お願ひ 手帳の贈呈

耳や言葉の不自由な方が外出先等で緊急に連絡したいとき、近くにいる人に電話連絡等を依頼しやすくするため、次により「電話お願ひ手帳」を難聴者等の福祉団体、日本公衆電話会等の協力を得て、耳や言葉の不自由な方がたに贈呈します。

一、手帳の概要
(一)作成の主旨
自分では電話をかけられない耳や言葉の不自由な方がたが外出先等で電話連絡してもらいたい用件が発生した場合に、電話連絡等を依頼できるように作成したものです。

(二)手帳の内容
オレンジ色の表紙のコンパクトなもので、①「おそれいります」が、私は耳、言葉が不自由なため電話がかけられません。私のかわりに電話をしてください」との依頼文。②「〇番、一一九番などの緊急通話の依頼文。③電話メモ(自分の名前・電話番号・用件・相手の回答等が記入できる)等からなり、電話依頼と用件を手短かに伝えられるようになっています。

第一回越路・小国片貝地区錦鯉品評会の開催

泳ぐ宝石と賞される錦鯉の品評会は例年開催しておりますが、今年から越路町の他に、小国町、小千谷市片貝町がいっしょになって開催いたします。各地区の優秀な錦鯉を一堂に集めて、その美を競うこととなりますので、一般愛好者をはじめ町民のみならずも終局のない錦鯉の美しさをじっくりとご覧下さい。

尚当日は、真鯉や金魚などの即売会も行ないます。

○日時
十月二十三日(日)
○会場
岩塚農協



税金

税金には、所得税や法人税などの直接税のほかに、私たちの日常生活に深いかわりのある身近な税金として、お酒にかかる酒税やその他の品物にかかる物品税などの間接税があります。

酒税は、清酒、しょうちゆう、ビール、ウイスキーなどの酒類にかかる税金です。酒税法でいう酒類とは、アルコール分一度以上の飲料をいいますが、これには、粉末酒のように溶解してアルコール分一度以上の飲料となるものも含まれます。酒税は、メーカーが製造場から

出荷するときに納税しますが、その税金は、価格に含まれているので、最終的には、お酒の消費者が酒税の負担者となります。ちなみに晩酌でビール大ビン一本飲みますと二七円の酒税を負担したことになります。詳しくは最寄りの税務署、税務相談室へおたずねください。



品物にかかる税金

税金には、所得税や法人税などの直接税のほかに、私たちの日常生活に深いかわりのある身近な税金として、お酒にかかる酒税やその他の品物にかかる物品税などの間接税があります。物品税は、宝飾品をはじめゴルフ用品、自動車、ピアノ・ルームクーラーなど、比較的せいたくな装飾品、娯楽用品、便益性の高い品物などにかかる税金です。九時から十二時まで浦上の一部が停電します。

主なお酒に含まれている税金

お酒の種類	小売価格	酒税額
清酒 特級 (1.8ℓ)	2,550円	917円
清酒 1級 (1.8ℓ)	1,800円	441円
清酒 2級 (1.8ℓ)	1,350円	169円
ビール (633ml)	265円	127円
ウイスキー特級 (760ml)	2,770円	1,334円
ウイスキー1級 (720ml)	1,580円	635円
ウイスキー2級 (720ml)	800円	220円

(昭和58年7月末現在)
(注)小売価格は、代表的な商品の一般的な価格です。

十月十四日(金)

八時三十分から十二時まで来迎寺農協附近が停電します。

種類	用途	融資額	期間	金利
住宅ローン	新築・増築	2,000万円以内	10年 25年以内	年 8.0%
	土地家屋購入			年 8.40%
暮らしのローン (不動産担保)	自動車の購入	1,000万円以内	10年 25年以内	年 9.0%
	教育・結婚・修学・レジャー資金等			年 9.40%
暮らしのローン (無担保)	自動車の購入	100万円以内	5年以内	年10.9%

◎融資には全て財団法人新潟県労働者信用基金協会の保証をつけます。◎二利用になれる融資の種類は次の通りです。
・勤務先に労働組合がない方
・勤務先に労働組合があっても、その労働組合が労働金庫に加入されていない方
・事業主以外の働く方

この税金は、品物の価格に含まれていますので、最終的には、品物を買った消費者が負担することになります。詳しくは最寄りの税務署、税務相談室へおたずねください。

職場に働く人々への融資

◎保証料) 融資額の0.1%
◎六% (担保、無担保により別)
詳しいことは、新潟県労働者信用基金協会(☎025-221-2811、2411)へお問い合わせください。なお、テレフォンサービスを行っております(☎025-221-5110)。



愛犬家の皆さまへ

◎責任ある飼い犬管理を飼ったなら家族の一員として家族全員が協力して他人に迷惑をかけるような一歩をみとめないで下さい。
◎登録と狂犬病予防注射の実施を年一回の登録と年二回の狂犬病

実施月日	時間	会場	獣医師
10月24日(月)	9:30~10:00	塚野山集落センター	亀山
	10:15~11:00	岩塚農協	"
	11:20~11:50	石津保育所	"
	13:00~14:00	越路町役場	長部
	14:30~15:00	神谷集落センター	"

料金 登録料 2,100円 (未登録犬のみ)
注射料 1,610円



子防注射を受けて下さい。
◎放し飼いをしないでください。放し飼いは禁止されています。放すと他人の迷惑になりますし人に噛みつく危険もあります。
◎毎日運動させましょう。
◎飼育人は必ず登録と注射を
昭和五十八年度の犬の登録と、第二回狂犬病予防注射を、次の日程により行ないます。
犬を飼育されている方は、最寄りの会場で必ず受けてください。

赤い羽根

共同募金

十月二十日(木)

赤い羽根で親しまれている国民たすけあいの共同募金が、今年も十月一日から全国いっせいに進行いたします。

たすけあいの心—お互いに困ったときはたすけあい、住みよい地域社会をつくる活動に進んで参加しよう—という一人ひとりのやさしさを行動で表わすもの、それが赤い羽根です。

今年も皆さま方の温かいご芳志により一人でも多くの人々の幸せが築かれますよう、ご協力をお願いいたします。

募金は部落の区長さんを通じ、封筒をお配りいたしますので何とぞ主旨をご理解の程、何分のご配慮をよろしくお願いいたします。

(7) 広報こしじ



十一月一日から三日まで町の文化展を町総合福祉センターで開催いたします。この文化展は年一回の作品発表の場所でもありますのでふるってご応募ください。広く町民の方々に観賞していただきます。尚本年度は展示場の関係から、日本画、洋画、書道、写真、手芸の五部門として手芸については芸術性・独創性なものに限定します。次により作品を募集いたします。

- 作品及び賞 出品作品は二点以内。自作、町内未発表のもの。優秀作品には奨励賞を授与します。
- 種目 日本画、洋画、書道(色紙を含む)、写真
- 申し込み 作品種類、点数、大きさ、住所氏名、電話番号を十月二十日(木)までに書面又は電話で町教育委員会へ申し込みください。
- 搬入 作品は額入れ、パネル張り又は表装しそのまま展示できるように形とし、額裏に額の重みに耐える吊金(ヒートン)を必ず

第28回越路町文化展 作品募集のご案内

明日の親のための学級 健康な子供を育てるために となたでもお気軽に 良い親として、良い家庭(家族)として若い人たちが立派な社会人となるためにいろいろな知識を求めており、これに少しでも答えようと専門的なそれぞれの分野

(作品の裏に添付する)

第28回越路町文化展出品目録			
住所	大字	番地	
氏名	雅号		
電話番号			
種目	日本画、洋画、書道、写真	題名	

つててください。作品の裏側に左記出品目録(住所、氏名(雅号)、題名、等)を必ず添付し十月二十七日(木)から二十八日(金)まで町総合福祉センターまでご持参ください。

俳句 高齢者教室 永橋 雪人 蠅の果食ふ高さを行き戻り 園児等の膚となりて小かまきり 丸山 芳次 蠅のうごかぬ影や高障子 芥焼く煙り地を這ふ秋の風 平沢 太郎 芒原穂波しずかに秋の風 蠅の斧を騎して面陰はし 松井 登代 ハンチング赤い羽根つけ老紳士 抱いてるペットの犬も赤い羽根 平沢 たづ 秋風や雲の流れの変わりつ、 秋風や九輪の彼方白い雲 白井 久三 赤い羽根小戻りをして応じけり 風と来て蠅の斧を構へけり

交通安全 昭和58年 新潟県交通安全年間スローガン 果ぐるみ 大きな輪になれ あなたにできる安全活動を実践しましょう

文芸欄 小林 清十 赤い羽根回覧板に秋のくれ 蠅の腹重たげにとびにけり 遣水 水久 得意願して子の胸に赤い羽根 南瓜づる引けばとびたつ大蠅 勝 はる 組長の戸毎に配る赤い羽根 心ばかり老も募金や赤い羽根 吉岡 トキ かまきりの鎌振り上げて怒るなり 小林ます子 車の椅子漕いで胸には赤い羽根 忽然と立つ富士見ゆる秋の風 平石 あき 秋風や影濃き文字の幕並ぶ 蠅の貧しき羽根を揚げ来る 中静 セイ 秋風の吹く夜や淡き月見ゆる 赤い羽根胸に敬老号の客 内山 フサ 草の葉で蠅の蝶を捕えけり 赤い羽根売る娘をよけて通りけり 大矢 銀潮 蠅の影動かざる灯の障子 赤い羽根つけて日雇人夫なり

みんなのスポーツ

健康は家庭の宝。スポーツで健康を!!

10月のスポーツカレンダー

- 3, 10, 17, 24, 31(日) バドミントン教室
PM 7:30~ 越小
4, 11, 18, 25(水) 婦人体育教育教室
AM 10:00~ 町体
4, 11, 18, 25(水) 婦人バレーボール教室
PM 7:30~
塚小・岩小・越小の3会場
6, 13, 20, 27(木) トレーニング教室
PM 7:30~ 町体
1, 8, 15, 22, 29(土) 少年少女柔道教室
PM 2:30~ 町体
剣道教室
PM 3:30~ 町体
2(日) 秋季野球大会
AM 8:30~
河川公園球場他3
10(日) 第3回町民体育祭
AM 8:55~
越中グランド
15(土)~16(日) 第3回連盟登山
黒姫山(2,053m)
23(日) 第5回近郷バスケットボール大会
AM 9:00~町体・越中
秋季テニス大会
AM 8:30~
河川公園テニスコート
30(日) 第7回町民卓球大会
AM 9:00~ 町体

10月分有線放送計画予定表

Table with columns: 月・日, 曜, タイトル, 内容, 放送者. Lists broadcast schedules for October.

一口トリム
「みんなのスポーツ」とは?
特定の年齢・階層・性別・種目に片寄らず、幼児からお年寄りまでを対象に、健康づくり、仲間づくり、地域づくりをめざしたものです。

申し込み・問い合わせは町教委へ。
2-4655
~各種大会や教室のご案内~

~各種大会の結果~

第7回成年野球大会兼越路町農村広場オープン記念大会
8月28日(日)に越路町農村運動広場と西谷農村広場の2会場、8チーム参加で行われました。
△優勝:白山ニュースターズ 2位:白山成年野球クラブ
3位:岩野クラブ・宮本クラブ

第7回 町民卓球大会

期日 10月30日(日) 午前9時より
場所 町民体育館
主催 越路町卓球連盟
参加資格 越路町に在住している者、職域を有する者で、中学生以上の方。
試合形式 △一般男子(一般・高校・中学生)A・Bクラス
△一般女子(一般・高校・中学生)
△ベテラン45才以上の男子

秋季 テニス大会

期日 10月23日(日) 午前8時30分より
場所 河川公園テニスコート
主催 越路町テニス協会
参加資格 町テニス協会会員(申込み時に入会・参加も可能)
種目 △硬式(ダブルス) 男子A・男子B・女子
△軟式(ダブルス)
申込み 10月20日(木)まで各連絡員まで申込むこと。
この機会に入会、出場希望の方はヨネックス内の勝田・金子まで。
※雨天の場合は順延の予定。

第26回 町民駅伝大会

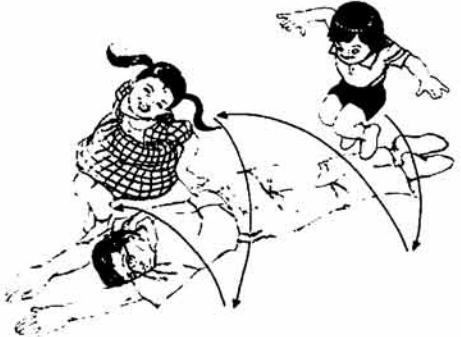
期日 11月3日(木)
コース 町内一周(昨年と同)
参加資格 中学生以上の町民、または町内職域従事者。
競技内容 昨年とほぼ同じく。くわしくは大会要項をご覧ください。
申込み 10月17日(日)まで。

第16回 町民バドミントン大会

期日 11月6日(日)
場所 塚山中学校
参加資格 町内に居住、職域を有する小学生以上の者。
種目 △男子 A・Bクラス、一般(初心者)、壮年(50以上)、中・小
△女子 A、一般、小学生
申込み 電話で町教委へ。

とぶ運動

とぶ運動は、自分の体重を空中に投げあげる、重力への挑戦です。下に降りるときは、体重を柔らかく受けて、ショックの少ないように降ります。



第4回 婦人バレーボール大会

期日 11月13日(日)
場所 町民体育館
参加資格 町内に居住するか、職域を有する既婚婦人、年齢は問わない。
申込み 11月7日(日)まで所定の申込用紙で町教委へ。

十月二十八日(金)十三時から十六時三十分まで朝日が停電します

十月二十六日(水)八時から十二時まで沢下条・飯塚・中島・十楽寺・岩田の一部が停電します。

秋の文化祭・農業祭・青年祭各行事の案内

町民将棋大会

期日 10月23日(日)
会場 町総合福祉センター
対象 将棋愛好者
内容 大会及び将棋を楽しむ、指導を行なう
申込み 浦日崎正一さん(電話2-2364)又は町教育委員会へ

第5回豊年民謡まつり

期日 10月24日(日) 午前11時開演
会場 岩塚小学校
対象 民謡協会会員による競演
内容 会員400人による総出演の民謡まつりでレベルの高い演技で魅了します。町民の方々こそご観覧ください。
その他 塚野山大矢勲さん(電話4-2528)へ

美術展

期日 11月1日~3日まで
会場 町総合福祉センター
対象 美術、芸術の愛好者
内容 洋画、日本画、書道、写真の4部門
申込み 別記応募要領による。来迎寺長谷川清治さん(電話2-2453)又は町教育委員会へ

焼物展

期日 11月1日~3日まで
会場 町総合福祉センター
対象 高齢者教室焼物クラブ会員による出品
内容 各種の陶芸品を展示即売する。
申込み 飯塚中静均さん(電話2-2366)又は町教育委員会へ

老人クラブ作品展

期日 11月1日~3日まで
会場 町総合福祉センター
対象 町老人クラブ会員による出品
内容 老人クラブ会員による出品を展示
申込み 塚野山馬場謙司さん(電話4-2132)又は町福祉課へ

生花展

期日 11月1日~3日まで
会場 町総合福祉センター
対象 町内の生花愛好者
内容 生花の各流派の競演出品
申込み 10月20日まで町教育委員会へ

町民菊花展

期日 11月1日~7日まで
会場 町総合福祉センター
対象 町内の菊愛好者
内容 菊の品評及び展示会
申込み 来迎寺山崎福松さん(電話2-2634)へ

農産物展示即売会

期日 11月3日
会場 町総合福祉センター
内容 新鮮な農産物を沢山格安で即売

とうふづくりもちつき実演即売会

期日 11月3日
会場 町総合福祉センター
内容 転作大豆によるとうふづくりの実演つきたての各種の餅を格安にて即売

錦鯉展示即売会

期日 11月3日
会場 町総合福祉センター
対象 錦鯉の愛好者
内容 錦鯉の品評即売会
申込み 詳細は町農林課へ

苗木市

期日 11月3日
会場 町総合福祉センター
対象 苗木希望者
内容 各種苗木を豊富にそろえ格安で販売

第2回町民文芸大会

期日 11月6日(日)
会場 町総合福祉センター
対象 文芸愛好者
内容 短歌、俳句、川柳、自由詩の4部門
申込み 別記応募要領による。来迎寺深井義春さん(電話2-4035)又は町教育委員会へ

町民囲碁大会

期日 11月13日(日)
会場 町総合福祉センター
対象 囲碁愛好者
内容 上級、初級の2クラスに分け大会、囲碁を楽しむ又指導を行なう。
申込み 西谷大谷勇さん(電話4-2377)、岩田鷲頭武さん(電話2-3708)深井徹司さん(電話2-2023)又は町教育委員会へ

町民謡曲大会

期日 11月13日(日)
会場 来迎寺中央町内会館
対象 謡曲愛好者
内容 各流派の謡曲愛好者が一同に競演する。
申込み 来迎寺吉岡源さん(電話2-2014)、塚野山崎彰三さん(電話4-2610)、浦関巖さん(電話2-3484)又は町教育委員会へ

町民詩吟大会

期日 11月13日(日)
会場 町総合福祉センター
対象 詩吟愛好者
内容 各流派の詩吟愛好者が一同に競演する。又指導を行う。
申込み 浦郷禎一さん(電話2-2212)又は町教育委員会へ

越路青年祭

期日 11月2~3日
会場 町総合福祉センター
対象 青年及び一般町民
内容 野外映画鑑賞会チャリティーバザーその他
その他 詳細についての問い合わせは町教育委員会へ

となりのおじいちゃん
厚生年金もらっている

お向いのおばあちゃん
国民年金もらっている

うしろのお母さん
共済年金もらっている

老人クラブの旅行に行く人
みんな年金もらっている



●夫婦で受ける老齢年金(月額)

年金額	加入期間	20年	25年	30年	35年
ご主人の厚生年金		105,883	113,600	136,325	159,041
あなたの国民年金		37,700	47,125	56,550	65,975
付加保険料を掛けた場合		4,000	5,000	6,000	7,000
夫婦で受ける老齢年金の合計		147,583	165,725	198,875	232,016

(注) 厚生年金は、平均標準報酬月額を20万円として計算しました。

さて、自分の年金ありますか？

夫の年金に頼らず
自分の年金を
おすすめします。

若いうちから
老後の備えを
始めましょう



こんなときにもこんな年金が...

障害年金

引続き掛け金を1年以上納めていた人が夫等と死別し、18歳未満の子をもつ、母子(準母子)家庭となったときに支給される年金。
年金額 (子1人の場合)
↓(母子加算なし) 562,800円

遺児年金

老齢年金を受けるための必要な期間を満たした夫が年金を受けずに死亡したとき、妻が60歳から64歳までの間に受けられる年金。
年金額
↓ 夫の老齢年金の半

母子(準母子)年金

↑引続き掛け金を1年以上納めていた人が、病気やケガが原因で障害者になったときに支給される年金。
年金額
1級 703,500円
2級 562,800円

寡婦年金

↑引続き掛け金を1年以上納めていた父か母が死亡したことにより、遺児となった18歳未満の子に支給される年金。
年金額(子1人の場合)
562,800円

※このほか、通算老齢年金、死亡一時金などの制度もあります。

加入申込みはお早めに

今年の保険料は月額5,830円(定額保険料)となっております。申込みは役場福祉課国民年金係へ申し出て下さい。

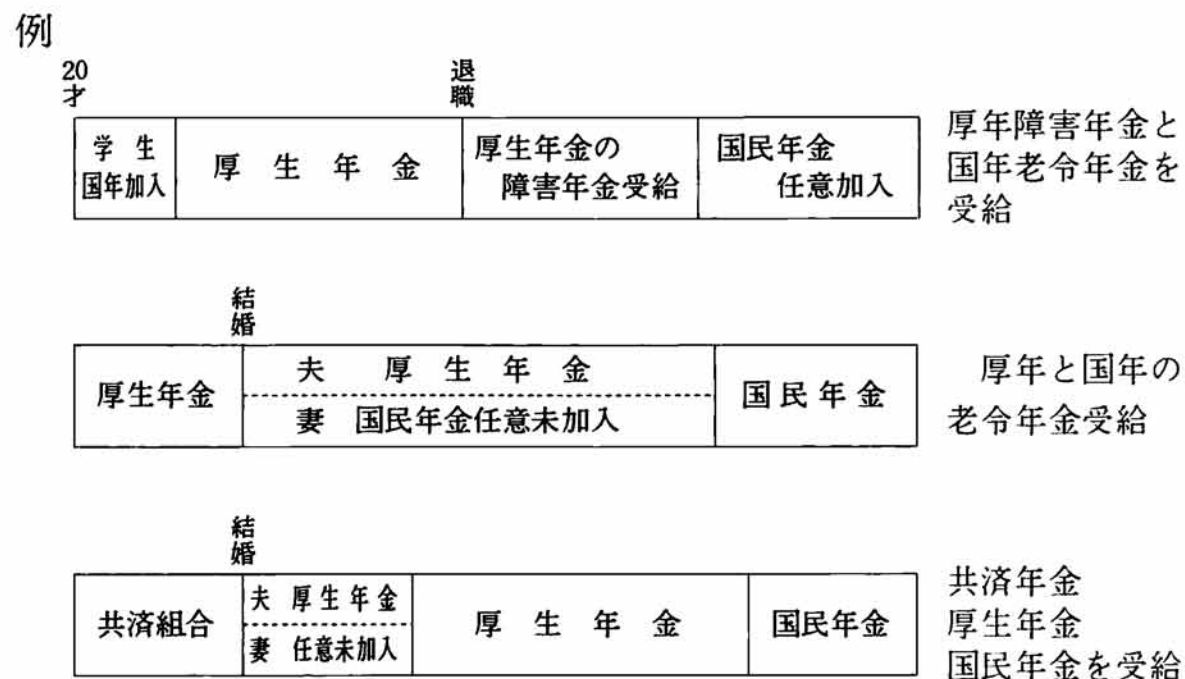
その他、詳しいことや、わからないことはお気軽に相談して下さい。お待ちしております。

国民年金

越路町役場 福祉課

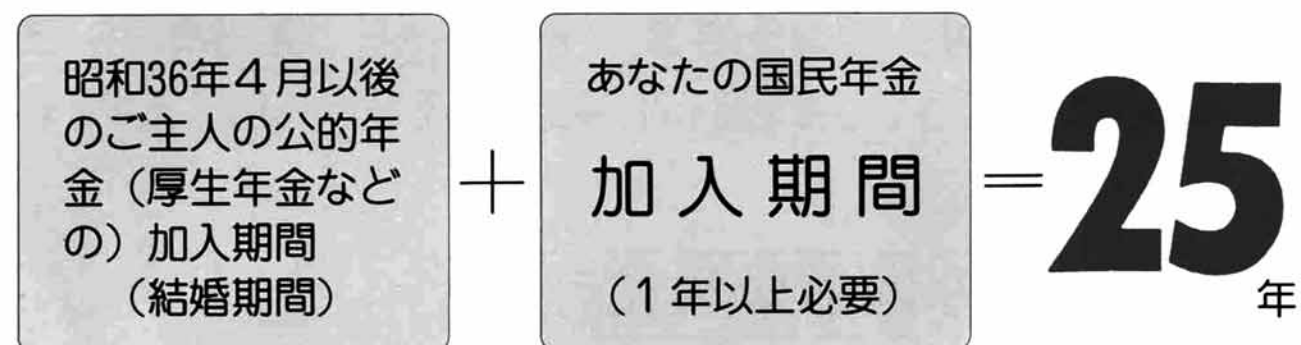
電話 2-3108

• 厚生年金等の受給権（20年以上の期間）がある人で、60才前に退職されてその後、国民年金に加入して、将来、厚生年金と国民年金の両方から年金が受給できます。



原則として、60歳までに保険料を納めた期間が25年以上あることが必要です。

しかし、加入期間が短かくとも心配ありません。



であれば老齢年金が受けられます。（昭和5年4月1日以前に生まれた人については、必要加入期間が10年から24年に短縮されています。）

年金加入申込みは忘れずに

○強制加入者



○農林漁業、商工業、医師、建築業、弁護士などの自営業や自由業の人で厚生年金や共済組合などの被用者年金制度に加入していない人

主人(夫)が国民年金に加入しており配偶者(妻)が厚生年金等に参加していない人、又は、ある職場を退職し別の職場へ再就職されその職場で厚生年金に加入されていない時、社会保険だけ加入し、厚生年金は加入しない場合は、その期間は国民年金の強制加入者となりますので忘れずに役場へ届け出て下さい。

最近、老齢年金を請求したところ、冬期間の厚生年金が数年間、年金未加入期間と判明し、ぎりぎりの必要期間で年金を受給することとなりましたが大変危険なケースが発生しております。

最近、老齢年金を請求したところ、冬期間の厚生年金が数年間、年金未加入期間と判明し、ぎりぎりの必要期間で年金を受給することとなりましたが大変危険なケースが発生しております。

自分自身の年金を

○任意加入者



○厚生年金や共済組合などの被用者年金制度の加入者の配偶者 ○年金や恩給を受けることができる人とその配偶者 ○市町村議員とその配偶者 ○昼間部の大学生

• 20歳以上の学生さんも就職して厚生年金・共済組合等に参加されても学生の期間に国民年金の加入期間がある時将来国民年金の老齢年金が受給できます。

• 主人(夫)が厚生年金等に参加している配偶者(妻)は希望により国民年金に加入し、将来自分の年金が受給できます。

結婚して現在どの年金にも加入していない妻(配偶者)も、これから国民年金に加入して、結婚前の厚生年金等と通算して将来年金を受けましょう。



広報 越後

1983
10/1
国保特集号

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



写真は、浦地区老人クラブの人達、元気にゲートボール練習にはげみ気持ちよい汗を流す。

国保加入状況	
(7月末日現在)	
総世帯数 3,341戸	総人口 14,523人
国保世帯数 1,667戸	被保険者数 4,791
加入率 49.9%	加入率 33.0%

健康で毎日を暮らせることほど
 幸せなことはありません。どんな
 にたくさんのお金があっても丈夫
 で元気なからだをもっていないけれ
 ば、ほんとうのしあわせを感じる
 ことはできないでしょう。
 病気から身を守り健康を保持す
 るにはどうすべきか日頃の健康管
 理に対する心構が大切です。
 自分の体にあつた運動、グルー
 プ同志のスポーツ、余暇を利用し
 た盆栽の手入などは心身を鍛える
 うえで有意義であり健康を保持す
 る近道といえましょう。

健康で
明るい毎日を!!

成人病を防ごう

成人病とは、一般に慢性疾患といわれているいろいろな病気のこと
 で、老化現象を伴う生理的な変化が直接、間接に原因となって発
 病します。

成人病の特徴は、自覚症状が少なく、いつのまにか進行していて、
 寿命を縮める病気なのです。

脳卒中や心臓病などの循環器疾患を防ぐには次のような日常生活
 や食生活上の注意を守ることが必要です。

①規則正しい生活をしよう



②酒・タバコはひかえめに



③バランスのとれた食事をしよう



④適度な運動をしよう



⑤肥満の防止



⑥検診を受けよう



昭和57年度 国保会計の収入・支出状況

歳 入				歳 出			
科 目	決算額	構成比	被保険者1人当り	科 目	決算額	構成比	被保険者1人当り
保 険 料	千円 211,801	% 38.1	円 43,616	総 務 費	千円 18,711	% 3.6	円 3,853
使用料・手数料	18	-	3	保 険 給 付 費	485,456	93.9	99,970
国庫支出金	293,928	52.8	60,528	保 健 施 設 費	339	0.1	70
県 支 出 金	785	0.2	161	基 金 積 立 金	3,684	0.7	758
財 産 収 入	3,578	0.6	738	公 債 費	-	-	-
繰 入 金	3,000	0.5	617	緒 支 出 金	6	-	1
繰 越 金	38,545	6.9	7,937	予 備 費	-	-	-
緒 収 入	4,802	0.9	988	老 人 保 健 換 出 金	8,801	1.7	1,812
歳入合計	556,457	100.0	114,588	歳出合計	516,997	100.0	106,465

町の国保会計

昭和57年度決算

昭和五十七年度の、国保の決算状況は左表のとおりです。歳入は五億五千六百四十五万七千円で内訳では、国庫支出金が53%、保険料が38%で全体の91%をしめております。

歳出は、五億一千六百九十九万七千円で、保険給付費(医療費や助産費、葬祭費等)が94%をしめております。



健康に老後をすこすためには、壮年期から病気の予防を心がけ、健康管理に気を配らなければなりません。そのための健康づくりのための様々のお知らせや検診、相談事業が行われます。

事業の内容は

- 1 健康手帳の交付
- 2 健康教育を行う
- 3 健康相談をうける
- 4 健康診査を行う
- 5 医療給付をする
- 6 機能訓練を行う
- 7 訪問指導を行う

このように、病気の予防から治療、リハビリテーションまで一貫したサービスを町が主体となつて行います。

40歳以上の人に 保健事業を実施



老人保険医療は
こうなります

健康手帳を提示
外来 一月間 800円



一部負担
入院二か月間
(被保険者は
五十日間)
一日3000円

老人保健制度では、外来の場合一ヶ月あたり四〇〇円を、その月の最初の受診時に負担することになっております。入院の場合には、二ヶ月間に限って一日三〇〇円の負担をすることになっております。

従来老人の医療費は原則として無料でしたが、老人保健制度では、このような一部負担が導入されました。

国保による医療制度

医療費節約にご協力を!!

年々増加する医療費

国民健康保険は、みなさんが病気やケガをした時、安心して医療を受けられるように、みなさんから集めた保険料を、みなさんがお医者にかかった時の費用にあてます。ですから、みなさんが医療を受ける時、病院の窓口で保険証(国民健康保険者証)を持っていけば、実際にかかった医療費の三割を払うだけで十分な医療が受けられます。後の七割は、みなさんから納めていただく保険料、国、県などの補助金によってまかなわれています。

近年、私たちの生活はたいへん豊かになりました。病気やケガをしたときも例外ではなく最新の医療による十分な医療が受けられるようになってきています。

しかし、ここ数年、医療費の値上がり等による医療費の上昇で国保財政はだんだん苦しくなっています。このままですとみなさんから収めていただく保険料を値上げをして、これを補わなければなりません。

本当に必要な時、安心して医療が受けられるよう、ふだんから、正しく医療費を使うよう、みなさんのご協力をお願いします。

お医者さんにかかるときは
必ず保険証を!!



保険証(国民健康保険被保険者証)は、国保の被保険者であることの資格を証明する証明書であり、お医者さんにかかるときの受診券でもある非常に大切なものです。お医者さんにかかるときは、必ず保険証を提出しなければなりません。お医者さんはそれによって、皆さんが国保に加入していることを確かめ保険による診療を行います。

保険証なしで診療を受けると、医療費は全額自分で負担しなければなりません。ご注意ください。

保険証は正しい使い方をして下さい。氏名などの記入事項にまちがいはないかよく確かめ、注意事項もよく読んでおくことも必要です。また、自分勝手に書き直したりすると無効になります。出生や死亡などの変動が家族にあったときや、転出したとき、他の健康保険に加入したときは、国保担当係へ届出をして下さい。

老人保健制度

今年2月1日から実施



今わが国では、高齢化社会に向ってハイペースで進んでいます。平均寿命も伸びて世界一の長寿国となり、二〇年後には、国民五人に一人は六五歳以上の老人で占められるだろう、といわれています。このような高齢化社会に備えて、老人保健法が成立し、五八年二月から実施されました。

対象者
老人保健制度の医療の対象者は、医療保険の加入者のうち、七〇歳以上(六五歳以上の寝たきり老人を含む)の人です。

実施主体
これらの人々には、越路町を主体とする老人保健制度から病気やケガをしたときの療養の給付が行われます。

資格
ただし、注意したい点は、老人保健制度からは療養の給付が行われますが、その他の点では従来の国民健康保険が適用されることです。

従来国民健康保険への加入資格はそのまま、現在の被保険者の資格に変わりなく、助産費や葬祭費等の現金給付は国民健康保険から支給されます。

保険料
したがって保険料も従来通り、国民健康保険料で納付することになります。

給付
老人保健制度の医療は、現在の健康保険をあくまでつづけているすべての医療機関や薬局で受けられます。

老人が保険医療機関で受診する場合、国民健康保険の被保険者証と新しく交付された健康手帳(老人保健法医療費受給者証)を提示して受診することになります。



積極的な健康法

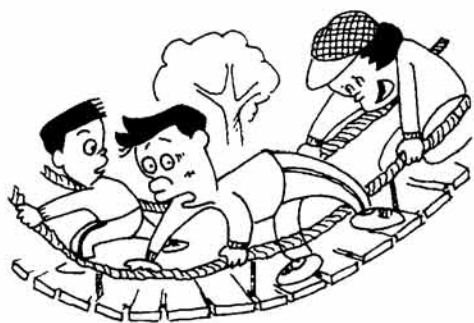
健康とは、身体的、精神的、社会的に健全な状態のことをいいます。単に病気でないというだけではなく心身ともにすこやかなうえに生がいをもって日常生活をしていくことこそ、ほんとうの意味で健康といえましょう。

健康を維持するためには、適度な運動、バランスのとれた食生活、そして、疲労を速やかに回復するために休養をとること、の三点が最も重要なことです。そのどれか一つにでも過不足があると、体の調子を狂わして、環境に適応できず、病気が起きてきます。

健康の秘訣は正しい食生活から

この世に栄養的に完全な食品は存在しません。したがって、できるだけ多種類の食品をとって栄養のバランスをとり、規則正しい食生活を送ることが大切です。

人間はたえず食物から栄養やエネルギーをとって生きていくわけですが、かたよった食事をしていると、次第に病気を招くこととなります。食事は毎日の積み重ねが大切です。



**健康の三原則
栄養・運動・休養**



家族ぐるみの運動を

からだを動かすことは、血液の循環をうながし、老化している血管を若がえらせます。からだを動かしてエネルギーを消費することは、血液中の脂肪分を減らす上に有効です。

必ずしも筋肉労働や激しいスポーツでなくてもかまいません。毎日なんらかの形でからだを動かし汗をかくようにしたいものです。休日には家の中でころころして、いるよりも家族そろってアスレチ

**熟睡して
心身の休養を**

疲労回復の決め手は睡眠です。成人の場合、日七時間から八時間睡眠をとることが、疲労をとり、健康と美を保つ第一の秘訣です。睡眠不足がつづくと、疲労が蓄積して体調がくずれ、病気が事故のもとになります。

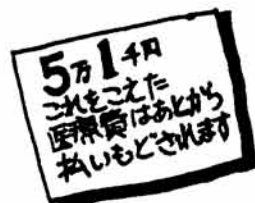
ツクに出かけ汗を流すのも一つの方法でしょう。毎日の積み重ねが老化を防ぎ、病気から身を守る道なのです。

国保でうけられない診療

お医者で診療を受けたとき、次のような場合は国保はつかえません。

- 病気でないもの
 - 1、単なる疲労やけん怠
 - 2、美容のための整形
 - 3、正常な妊娠・分娩
 - 4、健康診断
 - 5、予防注射
- 犯罪行為や不行跡でおきた病気、けが
- 仕事上での病気、けが

**よろこばれる
高額療養費制度**



わたくしたちが毎日の生活をつづけてゆく上で、健康でいられることほど幸福なことはいくらでもありません。

しかしながら、家族のだからか一人でも病気がやがをしたりすると多額な医療費に苦しまなければならず、一家の破滅にもなりかねません。

高額療養費制度は、一ヶ月の内、同じ病院や、お医者さんに支払った自己負担額が五万一千円を超えた場合、その超えた額は全部国保が負担し、あとから払い戻されるもので、具体的には次のとおりです。

一支給額
病気がやがでお医者さんにかかって、医療費として、一ヶ月、一つの病院やお医者さんに五万一千円をこえて支払った場合は、そのこえた分は全額国保が負担して、あとから払い戻します。

二自己負担額計算の基準
自己負担分一ヶ月五万一千円という計算は、次のような基準によります。

- ①月の一日から月末までの受診について一ヶ月として計算します。
- ②病院、医院ごとに計算します。
- ③同じ病院でも、内科（内科や外科など）と歯科がある場合、または総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院、診療所として計算します。ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療を受けたときは合算して計算します（そのときでも歯科は別です）。
- ④一つの病院、医院でも、入院と通院は別計算です。
- ⑤保険診療の対象とならない、入院したときの差額ベッド代や基準看護の病院へ入院したときの付添い看護料、または歯科での自由診療や材料差額診療などは、自己負担の中に入りません。病院や医院に支払った額は何もかも自己負担と認められるわけはありませんから、ご注意ください。
- 三支給をうける手続
所定の「高額療養費支給申請書」を国保の係まで提出して下さい。
- 四いつごろ支給されるか
支給時期は、診療を受けた月の翌々月以後になります。

助産費、葬祭費が支給されます

国保は、病気がやがなどのためだけでなく、子どもが生まれたときの助産費や、被保険者が死亡したときにその葬儀を行なった人に葬祭費が支給されます。

- 助産費支給額 10万円
- 葬祭費支給額 4万円



医師と国保とが治療に必要と認められた場合に限り次のような給付を受けられます。

ただし、この場合には、一時全額自分で負担し、あとで国保へ請求すると、保険で認められた七割に相当する額の払い戻しを受けることとなります。

①やむをえない理由があるとき
旅行中その他突発的な病気がやがのために、保険を取扱っていない病院へかかったとき、または、保険証を持参できなかった場合。

②柔道整復師の施術費
骨折やねんざをして、柔道整復師の施術を受けたとき。

③その他
付き添い看護料、移送費、あんま、マッサージ、ハリ、灸の費用や、コルセット等の治療用器具費、また、輸血のための生血代等が療養費として支給されますが、これらの支給を受けたときは定められた条件が備えられた場合に限り、そのお問合せ下さい。

**あとで払い戻しが受けられるもの
(療養費払い)**

医療費通知

あなたの医療費はどの位か ごぞんじですか？



わたくしたちの国保では、みなさんが病院やお医者さんで診療を受けたときの医療費がいくらかかっただのか知ってもらうため、医療

費通知運動を実施しています。今年四、五、六月に受診された分を九月にお知らせしましたが、この後十、十一、十二月分については来年三月に通知することにしております。
あなたはどれ位お医者さんにかかりますか。昭和五十七年度の国保は、被保険者四八五、六人で、一ヶ月に二、九四六人がお医者さんにかかり、一人に一人は何らかの病気で診療をうけている勘定になります。医療費は、一人平均一年間で十二万四千円、老人では二十五万五千円が使われています。これは五年間に比べて約二倍にもなっています。
国保はあなたの家計と同じです。病人が増え、医療費が多くなれば、それだけたくさんのお金をみんなどでし合わなければなりません。あなたのちよっとした心がけがあなたの家計を助けるように、あなたの健康への注意や、国保への理解が、国保の家計を助けるのです。

急に倒れたり、激痛におそれたなど、やむにやまれぬときはいたしかたありませんが、深夜や休日などの時間外の診療はできるだけひかえたいものです。とくに、子どもの急患は、実際には急を要するものでないこともあります。

時間外診療は 慎重に



で、ふだんから子どもをよく観察する習慣を身につけておくことも母親として大切です。
むし歯の予防は早めに
むし歯や歯槽膿漏は、早く、病状の小さいうちに手当をすれば治療の効果も上り、かたんに治り、費用も安くすみます。

治療より予防を
病気になるって治療をうけるより病気になるいう心がけが重要です。ふだんから体力が充実していれば少々の病気はうけつけません。そのためには平素の心がけが大切です。夜ふかしをやめ、睡眠と休養を十分とって過労をさけるよう心がけましょう。

医療費節約を心がけましょう

病気になるって診療を受けても、窓口で払うのは、かかった費用の三割ですみます。このように、国保に加入していると、多額な治療費を支払わないで済みますが、とすると、安易にお医者にかかる

というのではないのでしょうか。年々医療費は増える一方で、国保の台所は苦しくなるばかりです。「注射をしてほしい」「くすりしてほしい」とねだったり、お医者さんを次々とかえたり、待合室をサロン

がわりにするなどといったことのないように、お医者さんにかかったらそのお医者さんを信頼し、指示をよく守ることこそ、病気を早く治すいちばんの近道なのです。

第三者行為とは

他人(第三者)に傷つけられてケガをしたり、病気になったりした場合、これを「第三者行為」といいます。

交通事故にあったときは、国保の窓口へ「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。

交通事故にあったら 国保に届けましょう

国保が一時たてかえて 加害者が返す

交通事故の場合の医療費は、本来、加害者が支払うのがたて前となつていきます。

しかし、弁償が不十分だったり遅れたりする場合には、国保担当係に「第三者行為による傷病届」の届出をすると、国保の保険証で治療を受けることができます。

交通事故にあったとき

①相手の身元を必ず確認しましょう



②警察に届けましょう



しかし、本来、交通事故の医療費は加害者に支払ってもらわなければならないので、後から加害者に請求するわけです。

③医師の診断書をお願いしよう



④国保に届けましょう



⑤示談は国保に相談してからにしましょう



国保質問コーナー



問 会社をやめることになりました。国保にはいるわけですが、保険料はいつから納めればよいのでしょうか。

答 国保加入の手続きを窓口でしたときにはじめて被保険者の資格を得て、そのときから保険料を納めればよいように考えがちですが、実は、被保険者の資格届をする、しないにかかわらず、他の健康保険の適用を受けなくなつたときから法律上の納入義務が世帯主に発生しているわけです。したがって、この場合、職場の健康保険をやめたその日から国保の資格取得日となり、保険料の納入は、その月分からということになります。

問 夫はサラリーマンです。妻である私と子供は夫の収入だけで暮らしています。私だけが単独で国保に加入できますか。

答 国保に加入することはできません。なぜなら夫が勤める職場の健康保険に扶養家族である妻や子供も加入するためです。また、生活保護法による保護を受けている世帯の人は、国保の被保険者とはなりません。